

## 職員の勤務労働条件についての交渉結果について

平成 27 年 3 月 18 日（水）18 時 15 分から 18 時 30 分

場 所 西区役所 502 会議室

出席者 市職 支部長・書記長

西区 総務課長・総務課担当係長

### 交渉議事録

議事内容

（所属）

それでは「西区役所職員の勤務時間の変更について」についてご提案する。

別紙、提案文書をご覧ください。

3 点にわたっており、1 点目は総務課における金曜日の窓口延長開庁時についてである。現在、毎週金曜日の窓口延長開庁日における庁舎管理業務（① 代表電話にかかる電話対応および閉庁後のコールセンターへの電話切替、② 保険年金担当の扱う現金についての総務課金庫への受け渡し、③ 夏または冬については空調等の管理）について、総務課職員の内 2 名が 19 時まで庁内に残り、超過勤務での対応を行っている。超過勤務に依らず対応できるようにしてまいりたい。2 点目は、総務課における選挙人名簿の縦覧についてである。選挙人名簿の定時登録（毎年 3 月・6 月・9 月・12 月）及び各種選挙の際に行われる選挙時登録にかかる名簿縦覧対応について、公職選挙法第 23 条および第 270 条により名簿縦覧時間が 8 時 30 分より 17 時までと決まっているため、選挙管理委員会事務局の職員 1 名が 8 時 30 分までに出勤し 9 時までを超過勤務で対応を行っている。また、3 点目として選挙時の期日前投票業務についても、2 点目と同様に各選挙の期日前投票期間中は 8 時 30 分より期日前投票所を開設するため、期日前投票事務に従事する職員は 8 時 30 分から 9 時までを超過勤務で対応を行っている。この 2 点については、現行では 8 時 30 分から 9 時までは休憩を取得することができないため、勤務区分を 9 時から 17 時 45 分まで（休憩 12 時から 13 時まで）とし、8 時間を超える勤務に対して 1 時間の休憩を取得させるようにしている。しかし、8 時 30 分から 17 時までの勤務区分を新たに設定することにより、超過勤務を行わず名簿縦覧および期日前投票事務を行うことが可能となるため、それぞれの担当職員の勤務時間の変更を行うこととしたい。

勤務時間変更理由としては、職員の超過勤務の削減と疲労の軽減を図るためである。

対象職員は 1 点目は総務課職員 2 名、2 点目は総務課職員 1 名、3 点目は各種選挙（住民投票含む）期日前投票期間中の平日の期日前投票従事職員 3～5 名と考えている。

勤務時間の変更内容としては、1 点目は B 勤から C 勤に、2 点目は、現行勤務時間 9 時から 17 時 30 分までを 8 時 30 分から 17 時、休憩時間は同じとし、3 点目は、現行勤務時間 9 時から 17 時 30 分、休憩時間 12 時 15 分から 13 時までを 8 時 30 分から 17 時、休憩時間を 13 時から 13 時 45 分までとしたい。

実施開始日は、平成27年4月1日とし、期日前投票事務について、勤務区分を変更する職員の職場については、17時から17時30分までの時間帯に期日前投票の事務を行う職員の数を少なくするようにローテーションを組み、窓口対応等に支障をきたさないようにしたい。  
西区としては非常に重要な業務であることから、ご理解いただき、協議をお願いする。

(組合)

ただいま、総務課長より提案を受けたが、具体的な内容についての協議は了承である。今後も業務実施にあたりお互いに協力していくことをお願いして、本日の交渉を終えることとする。